

沖縄県栽培漁業センター稚魚飼育水槽 10 t の上屋及び水槽等設計業務
に関する一般競争入札公告

沖縄県栽培漁業センター稚魚飼育水槽 10 t の上屋及び水槽等設計業務について、地方自治法
第 234 条第 1 項の規定により一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 18 日

沖縄県栽培漁業センター所長 仲盛 淳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 沖縄県栽培漁業センター稚魚飼育水槽 10 t の上屋及び水槽等設計
業務
- (2) 建 設 場 所 沖縄県本部町大浜 853-1 沖縄県栽培漁業センター
- (3) 業 務 内 容 稚魚飼育水槽の上屋、水槽、フロア、配管、配線の設計業務
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (5) 発 注 形 態 単体発注
- (6) 資格審査方法 事前審査型
- (7) 本業務に関する入札手続き（一般競争入札参加資格確認申請書等の提出から落札者
の決定まで）は紙で行う。
- (8) その他適用のある法令、制度等 最低制限価格制度
※本入札案件には最低制限価格制度が設定されているため、その申込みに係る価格が最低
制限価格に満たない場合は落札者となることができない。

2 一般競争入札参加資格

次に掲げる（1）～（10）の条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 「令和 7 年・8 年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）」に建築関係コンサルタン
ト（建築一級）として登録されている者。資格決定通知書が未着の場合、入札参加資格
の確認証拠資料として、「業者番号」及び「商号又は名称」が確認できる下記いずれか
の資料の写しを提出すること。
 - ・一般競争入札参加資格申請書(受付印のあるもの)
 - ・業者カード(受付印のあるもの)なお、入札の前営業日（令和 7 年 8 月 14 日）までに、令和 7・8 年度の建築関係コン
サルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されていない場合、競争に参加する資格を
有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で
あること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 国、地方公共団体又はそれに準ずる機関が発注する業務について、平成 27 年 4 月 1 日から入札参加資格確認資料の提出期間の最終日までに、次に該当する業務の実績を 1 件以上有すること。
- ア 水産物養殖場 1,000 m²以上に係る設計業務（新設又は改修）
- イ 上記設計と同様の業務であって、発注者が認めるもの
- (5) 沖縄県内に主たる営業所又は従たる営業所があること。
- ※従たる営業所で入札を行う場合は、本社から営業所に以下の事項を記載した委任状を添付すること。（従たる営業所のみで一般競争入札参加資格を満たす場合は除く）
- ・入札参加申請に関する一切の権限
 - ・見積及び入札に関する一切の権限
 - ・入札保証金及び契約保証金に関する一切の権限
 - ・契約に関する一切の権限
 - ・代金の請求に関する一切の権限
 - ・保証人に関する件
 - ・復代理人選任に関する件
 - ・その他契約履行に関する一切の権限
 - ・委任期間
- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日から本業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 下記のいずれかの資格及び要件を満たし、かつ入札参加希望者と 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係がある者を本業務の管理技術者として配置すること。
- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 条）に規定する一級建築士
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 条）に規定する二級建築士
- ウ 平成 27 年 4 月以降に、水産物養殖場 1,000 m²以上に係る設計業務の実績を 1 つ有している者
- (8) 入札参加希望者と 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係がある者を本業務の担当技術者として配置すること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
- ア 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は更生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 一般競争入札参加資格の確認等

本入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 資格確認資料の提出期限等

ア 提出期間：令和7年7月18日（金）から令和7年7月31日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所：〒905-0212 沖縄県本部町大浜 853-1

沖縄県栽培漁業センター

電話番号 0980-47-5411

ウ 提出方法：郵送又は持参により提出するものとする。

※郵送方法については、提出期限までに簡易書留郵便により契約担当者あて提出するものとする。

エ 提出部数：1部

オ 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 配置予定技術者の資格等（様式1）
- ③ 業務の実績（様式2）
- ④ 企業概要票（様式3）
- ⑤ その他①～④を証明するために必要な書類

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和7年8月8日（金）（予定）までに通知する。

- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：一般競争入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土日祝祭日を除く。）とする。

イ 提出場所：沖縄県栽培漁業センター

ウ 提出方法：書面（様式自由）を郵送又は持参により提出すること。

4 設計図書の交付期間、交付方法等

（１）交付期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）から令和 7 年 8 月 14 日（木）まで

（２）交付方法 沖縄県ホームページに掲載する。

【公募・入札】

<https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/>

（３）問い合わせ先 「13 本件に関する質問・回答（1）」のとおり

5 入札場所及び日時、落札者の決定方法

入札書は、持参又は郵送により提出することとし、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しも合わせて提出すること。郵送方法については、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に公示名、入札日時を記載の上封書し、簡易書留郵便により契約担当者あて提出するものとする。

なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは、無効とする。

（１）入札日時等

入札日時：令和 7 年 8 月 15 日（金） 13 時 30 分

提出場所：沖縄県栽培漁業センター 管理棟 2 階会議室

開札日時：令和 7 年 8 月 15 日（金） 14 時 00 分

（２）落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格を入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、郵送による入札者については、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。再度の入札は 2 回までとする。なお、この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者（郵送による入札の場合も含む）がいるときは、再度の入札はできないものとする。

エ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第 100 条第 1 項の定めるところにより、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。

イ 財務規則第 100 条第 2 項により、次のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(ア) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(イ) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し保険証書を提出したとき。

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ 入札保証金の取扱い（免除の有無など）については、一般競争入札参加資格確認結果通知書により連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項及び契約書の定めるところにより、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

また、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

7 入札書に記載する金額

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から申請手数料を除算した金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（申請手数料を除算）を入札書に記載すること。

(2) 郵送による入札を行う際は、事前に「13 本案件に関する質問・回答」の問い合わせ先に連絡を行うこと。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札書には、この公告の記載に従い、入札の目的（業務名）や引渡の場所（建設場所）などを記入すること。

(2) 代理人が入札を行う場合、委任状を提出すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

- (3) 当該業務の一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (4) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

9 業務費内訳書等の提出

- (1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。
- (2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

11 契約締結時期

- (1) 落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 その他

- (1) 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された資格確認資料を、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (4) 資格確認資料の修正、差し替え、追加及び再提出は、提出期限内に限り認める。
- (5) 提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できない。
- (6) 入札参加者は、沖縄県農林水産部競争契約入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (8) 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に応じ

た額で行うものとする。ただし、見積書が本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）
を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額より低い場合は、この限りではない。

13 本案件に関する質問・回答

（１）問い合わせ先：〒905－0212 沖縄県本部町大浜 853－1

沖縄県栽培漁業センター 担当：中村

電話番号 0980-47-5411

FAX番号 0980-47-5412

（２）提出期間：令和7年7月18日（金）から令和7年8月1日（金）まで

※提出する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前
9時から午後5時まで

（３）提出場所：上記（１）に同じ

（４）提出方法：郵送又はFAXにより提出すること。FAXにより提出する場合は、
受信確認を電話で行うこと。

（５）回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 掲載日：令和7年8月5日（火）17時までに掲載する。

イ 閲覧場所：沖縄県栽培漁業センターホームページに掲載する。

【URL】<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/saibai/index.html>